

全建労発第 48 号

令和 6 年 11 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
(公印省略)

健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月通知・令和4年4月改訂）において、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきであることとされています。

この際、確認にあたっては、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の登録情報を活用した確認を原則としておりますが、CCUSを使用しない場合には、健康保険証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしております。

今般、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課より、現行の健康保険証の発行が本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、本年12月2日以降、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について、別添の通り整理した旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業に対して周知いただくとともに、引き続き、建設業における社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に行われるようお願い申し上げます。

以 上

(担当：古田、菅原)